

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県看護師等修学資金貸付条例		
条 例 番 号	昭和 39 年神奈川県条例第 40 号	法 規 集	第 8 編第 2 章第 3 節
所 管 部 局 室 課	保健福祉部地域保健福祉課		
条 例 の 概 要	将来県内において保健師、助産師、看護師等の業務に従事する有能な人材を育成するため、神奈川県看護師等修学資金の貸付けに関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	将来県内において、保健師、助産師、看護師等（以下「看護師等」という。）の業務に従事する人材を育成・確保するため、修学資金の貸付けに関し定める条例であり、現在でも必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	修学資金の貸付を受けた多数の学生が、卒業後、県内で看護師等として就業しており、県内の看護師等の育成・確保に有効に機能している。	貸付実績 H21:1,096 人、289,164 千円 H20:1,213 人、309,817 千円 H19:1,174 人、307,138 千円 (H21 は当初予算額)
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	修学資金の額、区分、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	神奈川県力構想・実施計画の戦略プロジェクトに「保健・医療・福祉人材の育成・確保」を位置付け、県内の看護師等の育成・確保に取り組んでいるところであり、修学資金の貸付けを規定する本条例の内容は、基本方針に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	修学資金の貸付け、返還、免除等について規定するものであり、憲法、法令には抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は認められず、現時点では改正・廃止の必要はない。	神奈川県県立病院等看護師修学資金貸付条例を廃止する場合は、規定を整備する必要がある。
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 無